

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正について【令和6年4月1日施行】 (令和5年9月29日 保健所 健康危機対策課)

■背景（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という）改正の趣旨）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

■内容

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供 | (2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保 |
| (3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備 | (4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化 |
| (5) 情報基盤の整備 | (6) 物資の確保 |
| (7) 費用負担 | |

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等

3. 水際対策の実効性の確保

■施行期日

令和6年4月1日（ただし一部の項目を除く）

【都道府県の「予防計画」の記載事項の充実等】

- ・改正感染症法の施行に伴い、平時からの備えを確実に推進するため、国の基本指針に基づき都道府県の予防計画の記載事項を充実
- ・ **新たに保健所設置市・特別区においても、予防計画の策定を義務付け**

感染症対策に関する保健所体制に係る課題と対応の方向性（国）

■ コロナ対応における課題（国有識者会議報告書抜粋）

- ・保健所における日常業務の増加・ICT化の遅れなどによる有事に対応するための余力不足
 - ・感染拡大期における保健所業務の優先順位・保健所と医療機関、消防機関との役割分担・協力関係が不明確
- ➡結果、**感染拡大のたびに保健所業務がひっ迫した**

下記のような**業務の見直しや委託化が必要であったが、適切に取り組みられなかった**地域もあった

- ・業務負荷の低減
- ・かかりつけ医等への検査や健康観察の委託、検体搬送の簡素化
- ・陽性者の移送についての救急搬送機関との連携
- ・事務の外部委託や都道府県での一元化

➡保健所業務のひっ迫が解消しない地域があった

感染症を対象とした健康危機に関する実践的な訓練が十分に行われていなかった

➡他部署や外部からの応援の受入が円滑に進まなかった

感染拡大とともに保健所の業務負荷が発生

➡積極的疫学調査、情報収集・管理が十分に実施できない地域があった

■ 対応の方向性（国有識者会議報告書抜粋）

- ・平時・緊急時における保健所の役割・機能の見直し
- ・保健所と医療機関、消防機関等が協働して対応する仕組みづくり
- ・保健所のICTツールの徹底的な活用
- ・他部署や外部委託でも保健所業務を実施できる体制づくり

■ 国コロナ対策本部決定

平時から計画的な準備、保健所の応援派遣の仕組み（IHEAT）の強化などによる保健所機能の強化

<具体的事項>

- ・繁忙時の全庁応援体制を含め、計画的な保健所の体制準備
- ・外部保健師等を円滑に応援派遣する仕組み（IHEAT）の整備

船橋市感染症予防計画策定の概要

■ 概要

【都道府県】

感染症法第10条に基づき、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（法第9条）に即して予防計画を策定

【保健所設置市】

令和4年12月に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、**保健所設置市**においても、平時に**都道府県が策定する予防計画に即して同計画を定める**こととされた（令和6年4月1日施行）

■ 内容

【都道府県】

- ・ 改正感染症法の施行に伴い、平時からの備えを確実に推進するため、予防計画の記載事項を充実
- ・ **記載事項を追加するとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標を明記**

【保健所設置市】

- ・ 国発出の「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引きについて（通知）」で示されている事項を盛り込む
- ・ 第1回都道府県連携協議会後に、千葉県と3市（千葉市・船橋市・柏市）で**数値目標を調整**

■ 千葉県との協議

- ・ 千葉県連携協議会において協議
- ・ 検討部会も開催予定で、**第1回千葉県連携協議会後～検討部会開催前までに3市も予防計画案を策定**
- ・ **検討部会はテーマごとで計3回開催予定**
 - ①入院体制
 - ②自宅・宿泊療養の体制
 - ③高齢者福祉施設等の感染症対策体制

予防計画で記載が求められる項目

都道府県

保健所設置市

既存

新設

○：必須

△：任意

1	感染症の発生の予防のための施策に関する事項・感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	○		○
2	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項		○	△
3	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項		○	○
4	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	○		
5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項		○	○
6	宿泊施設の確保に関する事項		○	△
7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項		○	○
8	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項		○	
9	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項			△
10	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項		○	○
11	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項		○	○
12	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	○		○
13	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 ①協定締結医療機関（入院）の確保病床数 ②協定締結医療機関（発熱外来）の機関数 ③協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数 ④協定締結医療機関（後方支援）の機関数 ⑤協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数 ⑥医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数 ⑦検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数 ⑧協定締結宿泊施設の確保居室数 ⑨医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 ⑩保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）		○ ※すべて必須	○（⑦⑨⑩） △（⑧）

医療提供体制は都道府県で記載する項目

市予防計画の構成案

計画の構成

第1章 感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策に関する事項

- 感染症の発生予防
- 感染症のまん延防止対策

第2章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項（※任意）

- 情報の収集、調査及び研究の推進

第3章 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 病原体等の検査の推進
- 病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
- 関係機関及び関係団体との連携

第4章 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 移送に係る人員体制

第5章 宿泊施設の確保に関する事項（※任意）

- 確保の方法
- 都道府県と保健所設置市等の役割分担

第6章 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活等の環境整備に関する事項

- 外出自粛対象者の健康観察を行う人員体制
- 県、市町村、関係機関及び関係団体との連携
- 宿泊施設の運営に関する人員体制

第7章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項（※任意）

- 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及
- 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための都道府県等における関係部局の連携方策

第8章 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 保健所等の職員の研修への参加及び活用
- 感染症指定医療機関及び医師会等関係各機関及び団体との連携

第9章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- 保健所の人員体制
- 保健所と関係機関等との連携

第10章 緊急時における対応に関する事項

- 緊急時における医療提供体制及び移送等に関する計画
- 緊急時における国及び県との連携
- 緊急時における連絡体制の確立
- 緊急時における情報提供

第11章 感染症の発生予防又はそのまん延防止のための体制確保に係る目標に関する事項

- 流行初期及び流行初期以降の対応
- 検査の実施件数、検査設備の整備数
- 協定締結宿泊施設の確保居室数（※任意）
- 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）

※本市においては任意項目についても予防計画に盛り込む

※今後国または県から示される方針次第では構成の変更をする可能性あり

予防計画と健康危機対処計画の関連性

入院調整の方法
医療人材の確保
保健所体制・検査体制や方針
情報共有のあり方 等を日頃から
議論するなど

【予防計画】

- **根拠法令**
感染症法に基づく
- **概要**
都道府県・保健所設置市において策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの
- **記載事項**
 - 予防及びまん延防止
 - 情報の収集、調査及び研究
 - 検査の実施体制及び検査能力の向上
 - 移送体制の確保 ・ 宿泊施設の確保
 - 外出自粛対象者の療養生活等の環境整備
 - 人権の尊重 ・ 人材の養成及び資質の向上
 - 保健所の体制強化 ・ 緊急時における対応
 - 目標に関する事項

【健康危機対処計画】

- **根拠法令**
法令に基づく計画ではない（関係法令:地域保健法）
- **概要**
各保健所で平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実効性を担保するために作成するもの
- **記載事項**
 - 業務量・人員数の想定
 - 組織体制
 - 業務体制
 - 関係機関等との連携
 - 情報管理リスクコミュニケーション
- **【留意点】**
※既存の手引書やマニュアルを改訂し健康危機対処計画とすることも可能

感染症対策における基本的な事項を示すもの

予防計画と整合性を図りつつ実効性を担保するために詳細な計画を記載するもの